八幡市社会教育備品貸出要領

（目的）

第 1 条　この要領は、八幡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第７条に基

づき、八幡市所管にかかる社会教育備品（以下「備品」という。）を貸し出すことによ

り、八幡市の社会教育活動を奨励することを目的とする。

（貸出対象者）

第２条　備品の貸し出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

（１）市、教育委員会及びスポーツ推進委員

（２）市内の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

（３）八幡市スポーツ協会及びその加盟団体

（４）八幡市文化協会及びその加盟団体

（５）八幡市スポーツクラブ登録団体

（６）八幡市公民館サークル登録団体

（７）八幡市ＰＴＡ連絡協議会（当該校ＰＴＡを含む。）及び保護者会

（８）八幡市青少年育成補導委員会、市内の自治会及びこれらに属する組織

（９）市内の障がい者及び高齢者で組織する団体

（10）公益財団法人八幡市公園施設事業団及び公益財団法人やわた市民文化事業団

（11）構成員の７割以上が市内在住・在勤・在学者で構成された非営利団体

（12）市内に本拠を置く事業所

（13）その他市長が特別の理由があると認めたもの

（貸出範囲）

第３条　備品を貸し出しすることの出来る範囲は、次のとおりとする。

（１）営利目的の事業ではないこと。

（２）公益性が認められる事業であること。

（貸出備品）

第４条　貸し出すことができる備品は別表による。

（貸出申請）

第５条　備品の貸し出しを受けようとするものは、使用する７日前までに所定の備品借

用申請書を担当課に提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。

（貸出期間）

第６条　貸し出し期間は２週間以内とし、貸し出し期間を経過した場合は直ちに返還し

なければならない。

（貸料）

第７条　貸料は無料とする。

(目的外使用の禁止)

第８条　借受人は、備品を常に善良な管理者の注意をもって管理するものと

し、備品を他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換し、若しくは担保に供

してはならない。

(原状回復及び損害賠償)

 第９条　借受人は、備品を損傷し、又は滅失したときは、原状回復しなければならな

い。

２ 備品を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができない場合は、その現品

を弁償しなければならない。

(事故責任)

第１０条　備品の使用によって生じた事故等に関しては、市は一切の責任を負わない。

附 則この要領は、平成２３年３月１日から施行する。

この要領は、平成２３年８月２４日から施行する

　　 この要領は、令和２年３月１日から施行する。

　　 この要領は、令和２年６月１日から施行する。

　　 この要領は、令和２年１２月１１日から施行する。

　　 この要領は、令和３年６月１７日から施行する。

　 この要領は、令和５年２月７日から施行する。

　　 この要領は、令和7年６月１２日から施行する。

別 表

|  |
| --- |
| 社会教育備品  |
| スローイングビンゴキンボールグラウンドゴルフペタンク（屋内用、屋外用）インディアカショートテニススカイクロスカローリングゼッケン・ビブスストラックアウトドッジビーネットネットソフトバレーボール手でポンマグダーツボッチャスクエアボッチャスマイルボウリングモルックリバウンダーネットハンドボール（１号球）ハンドボール（３号球）おじゃビンゴスクリーン（小）ワイヤレスマイク一式ドラムリール |